平成２１年（フ）第５９７号
栃木県宇都宮市下栗１丁目19番地　下栗市営住宅７号棟41イ号室
債務者　末田　美穂
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２２７８号
横浜市南区永田東２丁目37番29号
債務者　山口　美幸（旧姓大矢）
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３５１号
横浜市港南区野庭町666番地　野庭住宅５棟104号
債務者　東海林節子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３７３号
横浜市神奈川区菅田町1622番地　市営菅田ハイツ１棟105号
債務者　木原　敬子（旧姓水澤）
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８８号
山口県光市中央５丁目11番22号
債務者　甲斐　勝博
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１０６号
栃木県那須塩原市三区町540番地154
債務者　江連　健一
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午後４時30分
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第５７２号
栃木県鹿沼市上野町373番地１　ラフォーレみなみ201、前住所栃木県鹿沼市玉田町585番地
債務者　金子　雄一
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２３１３号
横浜市緑区白山１丁目４番１―206号
債務者　隠地サチ子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３１４号
横浜市緑区白山１丁目４番１―206号
債務者　隠地　昭二
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６４７号
愛知県豊田市美和町３丁目25番地　県営４―114号
債務者　菊地　貴志
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月２日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６３９号
岡山市東区九蟠280番地４
債務者　高森　明美
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６号
大分県豊後大野市三重町小坂3969番51　羽田野ビル301号、住民票上の住所大分県豊後大野市清川町雨堤472番地
債務者　造士由美子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

平成２１年（フ）第１０２８号
東京都立川市羽衣町１丁目11番１―605号
債務者　梶　　一雄
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８３９号
東京都昭島市玉川町１丁目８番２号都営昭島玉川町アパート２棟1001号
債務者　比嘉　知也
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３６号
栃木県小山市大字間々田2453番地３
債務者　髙梨　弘美
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部